

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4  4.1	箇条 4 安全要求事項  4.1 一般  ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計及び製造されていなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.3 4.3.1  4.3.2 4.3.2.1  4.3.3 4.3.3.2  4.3.4  4.10 4.10.1	4.3 口金の機械的要求事項  4.3.1 構造及び接合  G10q、GZ10q 及び 2GX13 口金をもつランプについては、口金は規定の角度以上容易に回転できなければならない。  4.3.2 口金の寸法要求事項  4.3.2.1 ランプには、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。  4.3.3 口金ピンの接続及び誤使用防止構造  4.3.3.2 誤使用防止構造  類似したランプの誤使用を防止するための口金及び／又はキー構造は、JIS C 7618-2 に合致しなければならない。  4.3.4 システム要求事項  ランプは、システム要求事項の情報を含む JIS C 7709-1 の口金データシートに規定された制限値を超えてはならない。  4.10 雑音防止用コンデンサ  4.10.1 一般	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				附属書 E	<p>スタータ内蔵形ランプは、規定の雑音防止用のコンデンサを装備していなければならない。</p> <p>附属書 E ピン・電極結線図</p> <p>4本ピン口金のピンとランプ電極との接続方法は、規定の配列でなければならない。</p>	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.7 4.7.3 附属書 F F1 F1.2	<p>4.7 耐熱性及び耐燃焼性</p> <p>4.7.3 口金の絶縁部材は、異常過熱に対する耐熱性及び耐燃焼性がなければならない。</p> <p>附属書 F 通常及び異常ランプ点灯でのランプの非互換性のための要求事項</p> <p>F1 最大電流</p> <p>F1.2 高周波点灯専用形ランプ</p> <p>高周波点灯専用形ランプでは、電極に予熱電流を流して10秒以内に始動（点灯）しない場合、各電極でのリード線に流れる電流は、規定の値を下回るように低減しなければならない。</p>	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2 4.2.1	<p>4.2 表示</p> <p>4.2.1 ランプの表示</p> <p>ランプには、次の事項を表示しなければならない。</p> <p>a) 製造業者名若しくは責任ある販売業者名、又はその略号</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		附属書 JA JA.1           JA.2 JA.2.1       JA.2.2	b) 定格ランプ電力 c) 形式 d) 大きさの区分 (形) 附属書 JA 包装の表示 JA.1 一般的事項 最小包装容器には、次の事項を表示しなければならない。 a) 形式 b) 製造業者名若しくは責任ある販売業者名又はその略号 c) 定格ランプ電力又はランプを確認できる英数字、記号 d) 大きさの区分 (形) JA.2 注意事項 JA.2.1 表示の仕方 最小包装容器には、必要な注意事項について、使用者の見やすい場所に規定の大きさで表示しなければならない。 JA.2.2 表示内容 最小包装容器には、必要な注意事項について、区分 (警告、注意の別)、図記号及び指示文を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.3 4.3.1	4.3 口金の機械的要求事項 4.3.1 構造及び接合 口金とガラス管とは、ランプの使用中に外れないような構造に組み立てられていなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第 1 部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				4.7 4.7.2.1  附属書 A A.1  A.1.2   A.2	<p>4.7 耐熱性及び耐燃焼性</p> <p>4.7.2.1 口金は、規定の温度で、168 時間恒温槽で加熱した後、絶縁抵抗、耐電圧及び寸法を維持しなければならない。かつ、目視で確認できる口金ピンの緩み、亀裂、膨張又は収縮があってはならない。</p> <p>附属書 A 口金の構造及び接合に関する評価試験</p> <p>A.1 GR8、G10q、GR10q、GU10q、GZ10q 及び 2GX13 口金</p> <p>A.1.2 加熱試験後ランプ ランプを規定の温度で、2 000 h±50 h 恒温槽で加熱した後、規定の引っ張り試験を行い、口金の安定性が損なわれてはならず、かつ、試験指が充電部に触れる隙間ができてはならない。また、G10q、GZ10q 及び 2GX13 口金をもつランプについては、口金は規定の角度以上容易に回転できなければならない。かつ、最大回転角の状態でリード線が短絡してはならない。さらに、最も隙間が開く位置に回したときでも、試験指が充電部に触れる所まで入ってはならない。</p> <p>A.2 2G7、2GX7、2G8、GX10q、GY10q、2G10、2G11、2GX11、GR14q、G23、GX23、G24、GX24、GZ24q 及び GX32 口金</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第 1 部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				A.2.2	A.2.2 加熱試験後ランプ ランプを規定の温度で、2 000 h±50 h 恒温槽で加熱した後、ガラス管及び口金は、40 N の軸方向の引張り及び 1.5 Nm の曲げモーメントに耐えなければならない。	
				A.3	A.3 GX10q、GY10q、GRX10q、G23、GX23、G24 及び GX24 口金	
				A.3.2	A.3.2 加熱試験後ランプの口金ねじり試験 ランプを 120 °C±5 °C の温度で、2 000 h±50 h 恒温槽で加熱した後、口金胴部とランプ着脱時に保持される部分との間に加えらるる 0.6 Nm のねじりモーメントに耐えなければならない。	
				附属書 F	附属書 F 通常及び異常ランプ点灯でのランプの非互換性のための要求事項	
				F.1	F.1 最大電流	
				F.1.2	F.1.2 高周波点灯専用形ランプ ランプ寿命末期において、安定器は適正な方法によって過熱を避けなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.1  4.3 4.3.3 4.3.3.2  附属書 JA JA.2 JA.2.2	4.1 一般 ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計及び製造されていなければならない。  4.3 口金の機械的要求事項 4.3.3 口金ピンの接続及び誤使用防止構造 4.3.3.2 誤使用防止構造 類似したランプの誤使用を防止するための口金及び／又はキー構造は、JIS C 7618-2 に合致しなければならない。  附属書 JA 包装の表示 JA.2 注意事項 JA.2.2 表示内容 使用環境に関連し、次の旨の指示文を表示しなければならない。 ー防水形の器具に使用する場合は、器具に適合した管径のランプを使用してください ー雨や水滴のかかる状態や、湿度の高いところで使用しないでください ー粉じんの多いところでは、一般器具によるランプの使用はしないでください	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第 1 部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.7 4.7.1 4.7.2.2 4.10 4.10.2	4.7 耐熱性及び耐燃焼性 4.7.1 口金に使う絶縁材料は、耐熱性のものでなければならない。 4.7.2.2 口金に使う絶縁材料は、125 °C±5 °C に保った恒温槽で行うボールプレッシャ試験に耐えなければならない。 4.10 雑音防止用コンデンサ 4.10.2 耐湿性 コンデンサは、規定の温湿度条件に 48 時間置いた後、直流 2000 V を 1 分間印加し、絶縁破壊があつてはならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.6 4.6.2 附属書 A A.1 A.1.1	4.6 充電部の露出 4.6.2 ピン以外は、いかなる充電部も口金から突き出してはならない。 附属書 A 口金の構造及び接合に関する評価試験 A.1 GR8、G10q、GR10q、GU10q、GZ10q 及び 2GX13 口金 A.1.1 未試験ランプ 口金部分に規定の引っ張り試験を行い、試験指が充電部に触れる隙間ができてはならない。また、G10q、GZ10q 及び 2GX13 口金をもつランプについては、最も隙間が開く位置に口金部分を回したときでも、試験指が充電部に触れ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					る所まで入ってはならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.6 4.6.1	箇条 4 安全要求事項 4.6 充電部の露出 4.6.1 充電部から絶縁されている金属部分に漏電してはならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.4 4.4.1 4.5 4.5.1 4.8 4.8.1 附属書 A A.1 A.1.1	4.4 絶縁抵抗 4.4.1 口金の金属部と、全てのピンをお互いに接続した部分との絶縁抵抗は、2 MΩ 以上でなければならない。 4.5 耐電圧 4.5.1 口金の金属部と、全てのピンをお互いに接続した部分間での耐電圧試験中に、フラッシュオーバー又は絶縁破壊が起こってはならない。 4.8 口金の沿面距離 4.8.1 ピンと口金の金属部分との間の最小沿面距離は、JIS C 7709-0 の要求事項に合致していなければならない。 附属書 A 口金の構造及び接合に関する評価試験 A.1 GR8、G10q、GR10q、GU10q、GZ10q 及び 2GX13 口金 A.1.1 未試験ランプ G10q、GZ10q 及び 2GX13 口金をもつランプについては、口金は規定の角度以上容易に回転できなければならない、か	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					つ、最大回転角の状態ですリード線が短絡してはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.7 4.7.4  4.9 4.9.1  4.10 4.10.3  附属書 F  E2	4.7 耐熱性及び耐燃焼性 4.7.4 口金の絶縁部材は、試験温度 650 °C のグローワイヤ試験で、試料のいかなる火炎又は赤熱も、グローワイヤから引き離して 30 秒以内に消えなければならない。また、燃焼又は溶融した試料の小片で、試料の下に置いた薄葉紙が発火してはならない。 4.9 ランプの口金温度上昇 4.9.1 ランプの周囲温度からの口金温度上昇値は、規定する値を超えてはならない。 4.10 雑音防止用コンデンサ 4.10.3 耐火性 コンデンサを絶縁破壊させた後、安定器に直列に接続し、安定器の定格電圧で 5 分間動作させたとき、コンデンサから炎又は火花が出てはならない。 附属書 F 通常及び異常ランプ点灯でのランプの非互換性のための要求事項 E2 ランプ非互換性要求事項 全ての新しいランプの設計は、互換性を保護するために、規定の最大電流等において、温度要求事項に適合しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第 1 部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.9 4.9.1 附属書 F F2	4.9 ランプの口金温度上昇 4.9.1 ランプの周囲温度からの口金温度上昇値は、規定する値を超えてはならない。 附属書 F 通常及び異常ランプ点灯でのランプの非互換性のための要求事項 F2 ランプ非互換性要求事項 全ての新しいランプの設計は、互換性を保護するために、規定の最大電流等において、温度要求事項に適合しなければならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.3 4.3.2 4.3.2.1 4.3.3 4.3.3.2 4.3.4	4.3 口金の機械的要求事項 4.3.2 口金の寸法要求事項 4.3.2.1 ランプには、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。 4.3.3 口金ピンの接続及び誤使用防止構造 4.3.3.2 誤使用防止構造 類似したランプの誤使用を防止するための口金及び／又はキー構造は、JIS C 7618-2 に合致しなければならない。 4.3.4 システム要求事項 ランプは、システム要求事項の情報を含む JIS C 7709-1 の口金データシートに規定された制限値を超えてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第 1 部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				附属書 E	附属書 E ピン・電極結線図 4 本ピン口金のピンとランプ電極との接続方法は、規定の配列でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書 A A.1 A.1.1 A.2 A.2.1 A.3 A.3.1	附属書 A 口金の構造及び接合に関する評価試験 A.1 GR8、G10q、GR10q、GU10q、GZ10q 及び 2GX13 口金 A.1.1 未試験ランプ 口金部分に規定の引っ張り試験を行い、口金の安定性が損なわれてはならない。 A.2 2G7、2GX7、2G8、GX10q、GY10q、2G10、2G11、2GX11、GR14q、G23、GX23、G24、GX24、GZ24q 及び GX32 口金 A.2.1 未試験ランプ ガラス管及び口金は、40 N の軸方向の引っ張り及び 2 Nm の曲げモーメントに耐えなければならない。 A.3 GX10q、GY10q、GRX10q、G23、GX23、G24 及び GX24 口金 A.3.1 未試験ランプの口金ねじり試験 口金胴部とランプ着脱時に保持される部分との間に加えられる 2 Nm のねじりモーメントに耐えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.1	4.1 一般 ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計及び製造されていなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.11	4.11 紫外放射 ランプからの放射強度は、規定の値を超えてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 安全要求事項 4.1 一般 ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計及び製造されていなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015等の規格を適用する。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2 4.2.1	4.2 表示 4.2.1 ランプの表示 ランプには、見やすく、容易に消えない方法で、規定の事項を表示しなければならない。	
第二十 条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き	示)	<p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷蔵庫(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7618-1:2017

規格名：片口金蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				